



平成 27 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 **アンリツ株式会社**  
代表者名 代表取締役社長 橋本 裕一  
(コード番号 6754 東証第一部)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 谷合 俊澄  
(TEL. 046-296-6507)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 25 日開催予定の第 89 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 事業活動の多様化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款規定第 3 条（目的）の事業目的の文言を追加するものであります。
- (2) 平成 27 年 1 月 29 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、本年 6 月 25 日開催予定の当社第 89 期定時株主総会の承認を条件に、「監査役会設置会社」から「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号。以下「改正会社法」といいます。）により創設される「監査等委員会設置会社」に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行取締役等ではない取締役につきましても、期待される役割を十分に発揮できるように、損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、現行定款規定第 30 条（社外取締役の責任免除）の規定の変更を行うものであります。なお、本改正に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設し、これに伴い、当該規定と重複することになる現行定款規定第 7 条（自己の株式の取得）及び第 43 条（中間配当）を削除するものであります。なお、本改正は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除するものではありません。
- (5) 上記変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日

現 行	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 2 条 (省略)	第 1 条～第 2 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 電気通信機械器具の製造及び販売	1 電気通信機械器具の製造及び販売
2 一般電気機械器具の製造及び販売	2 一般電気機械器具の製造及び販売
3 一般機械器具の製造及び販売	3 一般機械器具の製造及び販売
4 精密機械器具の製造及び販売	4 精密機械器具の製造及び販売
(新設)	5 医療機械器具の製造及び販売
5 電子部品、半導体素子・回路の製造及び販売	6 電子部品、半導体素子・回路の製造及び販売
6 前各号に付随するシステム、ソフトウェアの開発及び販売	7 前各号に付随するシステム、ソフトウェアの開発及び販売
7 前各号の機械器具等の賃貸、リサイクル及び保守サービス	8 前各号の機械器具等の賃貸、 <u>買取り</u> 、リサイクル及び保守サービス
8 建設工事の請負	9 建設工事の請負
9 不動産の賃貸	10 不動産の賃貸
10 情報通信、情報処理及び情報提供等のサービス業務	11 情報通信、情報処理及び情報提供等のサービス業務
11 労働者派遣事業	12 労働者派遣事業
12 前各号に付随する一切の業務並びに投資	13 前各号に付随する一切の業務並びに投資
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1 取締役会	1 取締役会
2 監査役	2 <u>監査等委員会</u>
3 監査役会	(削除)
4 会計監査人	3 会計監査人
第 5 条 (省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条 (省略)	第 6 条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(削除)
第 7 条 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第 8 条～第 12 条 (省略)	第 7 条～第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 条～第 18 条 (省略)	第 12 条～第 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。	第 18 条 当社の取締役 ( <u>監査等委員であるものを除く。</u> ) は、10 名以内とする。
(新設)	② <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。	第 19 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
② (省略)	② (現行どおり)
③ (省略)	③ (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役のうち、社長 1 名その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</u></p> <p>第 23 条～第 24 条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>② (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 27 条～第 28 条 (省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</u> 第 20 条 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から</u>社長 1 名その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</p> <p>第 23 条～第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 26 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 27 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に定める事項を除く。)の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 28 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任免除)  第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)  第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第31条~第40条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議方法)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会規則)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>
<p>第41条 (省略)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)  第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。  (新設)</p>	<p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定めのある事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p>
<p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)  第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p style="text-align: center;">(中間配当)</p>	<p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p>
<p>第43条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p>	<p>③ 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第44条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第44条 (省略)</p>	<p>第39条 (現行どおり)</p>

以上